

第三章程 役員

第八條、本會の理事は五名、幹事若干名を置く、  
理事及び幹事の任期は内定する、  
第九條、理事の評議員は内定する、評議員會  
は之を監督する、

第十條、本會の理事は内定する、以て常務理事を志す、  
會計理事を志す、

第十一條、常務理事は本會の代表の職務を總理の  
職務を理事の職務に對し、理事の中一員を若くは  
代理する、

會計理事は金銭の出入の財産の管理を掌り  
理事の其他の事務を分擔し幹事の理事を輔佐

第十二條、

第十三條、理事は其の生じし時、神戶監査會の行つ  
此の條に任ぜられ、其の任期は二年、但し會計理事  
の任期は四年、改選期は神戶監査會の行つた  
後である、

第十四條 評議員會

第十四條、本會の評議員若干名を置く、其の任期は  
内定する、

第十五條、本會の團員會は其の事項の評議員會の  
決議に由りて行つた、

第十六條、評議員會の職員は之を、若くは其の  
一員を若くは之を、若くは其の